

第4章 本県における循環型社会の構築

1 基本的な考え方

「本県における循環型社会のあるべき姿」を達成するための基本的な課題と取組は、次の7つの視点から示すことができます。

(1) 環境に配慮した生活様式・事業活動への転換

課題:従来の県民の生活様式や事業者の事業活動は環境への負荷が大きい。

県民も事業者もこれまでの行動を見直し、環境に配慮した生活様式・事業活動へ転換し、ひとりひとりが循環型社会の主役であるという高い意識を持って、まずはできることから取り組むことが求められます。

(2) 地域ネットワークが活発になる社会づくり

課題:ひとりひとりの取組が重要ですが、ひとりではできないことがあります。

ひとりひとりの取組では困難な課題の解決に向け、奈良県民、県内事業者、県内市町村、奈良県は「連携」を旨として「ごみゼロ奈良」に挑戦します。そのためのネットワークを築きます。

(3) リサイクルが軌道に乗る社会システムの構築

課題:技術的には可能なリサイクルがさまざまな障壁により事業化できていません。

技術開発の促進や県民・事業者のリサイクル製品の積極的な購入等により、リサイクルが軌道に乗る社会システムの構築を進めます。

（４）「再生可能資源」の積極的な活用

課題：化石燃料等の枯渇が懸念され、また、これらの大量消費は環境への負荷が大きい。

水力、風力、太陽光・熱、バイオマス等の「再生可能資源」の活用の促進を図ります。特に木質バイオマスや食品残さなどについては、廃棄物のリサイクル、資源の有効利用という観点からも有効であるため、より積極的に活用を促進します。

（５）適正処理の推進

課題：廃棄物の適正処理に関する事業者の意識は向上しつつありますが、一方で不適正処理は悪質化・巧妙化しています。

適正処理については、排出者自らが取り組む必要がありますが、不適正処理を防止するため、みんなの目で監視を強化するとともに、費用負担の仕組みについての検討を行います。

（６）経済的手法の導入

課題：啓発や学習による県民・事業者の自主的な取組は重要ですが、それに期待するだけではその効果に限界があります。

行政は、廃棄物の発生・処分や使用済み製品の回収にあたって、県民や事業者を誘導するための経済的手法の導入について検討していきます。

（７）自然環境保全のための環境配慮行動の展開

課題：奈良県の世界に誇る歴史・文化遺産や豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいくことは、県民ひとりひとりに課せられた使命です。

本県が有する豊かな自然環境と歴史・文化遺産を保全するため、県民やNPOなどが主体となって、観光地における美化運動の推進や森林整備などに努めていきます。

2 循環型社会構築のための方策

(1) 環境に配慮した生活様式・事業活動への転換

ア 家庭での自主的取組の促進

これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、「最適消費・最小廃棄型」のライフスタイルに転換することが求められます。

具体的には、「耐久性に優れた製品やリサイクル製品を積極的に購入する」、「リターナブル容器や詰め替え用商品を購入する」、「買い物にマイバッグを持参する」、「過剰な包装はやめてもらう」、「買わずにすむものは借りて使う」ことなど廃棄物の発生抑制に向けた取組を行います。

また、排出しなければならない廃棄物についても、それぞれの市町村ごとに定められた方法に従い、分別排出に協力し、自治会等で実施する資源回収にも積極的に参加します。

イ 事業所での自主的取組の促進

事業者も、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用への取組が求められます。さらに、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、リサイクル、適正処理・処分に至るまで生産者が一定の責任を負う、という「拡大生産者責任」が求められます。

生産者は、この考えに基づき、リサイクルしやすい製品の開発に努めると同時に、有害物質を含まない製品の開発等を推進します。

それに加えて、ISO14001の認証取得やグリーン購入等を積極的に進めていきます。
(→p.37①【グリーン購入法】)

1) 発生抑制(リデュース=Reduce)

事業者は、製造工程から発生する廃棄物の発生を抑制するとともに、自社製品が長く使用されるよう、耐久性の向上やメンテナンス体制の充実、機能追加(アップ・グレード)が可能な製品の開発等への取組を行います。また、繰り返し使える製品の製造販売等も積極的に行います。

2) 再使用(リユース=Reuse)

事業者は、再使用の観点から、製品の製造工程等における再使用、再生利用の可能性の向上や再生材の積極的利用を図ります。また、使用済み製品の回収においては、事業者自身による回収を検討するとともに、生産から販売への既存の流通ルートを、使用済み製品の回収等に活用することも有効です。

3) 再生利用(リサイクル=Recycle)

事業者は、再生利用の観点から、自社内リサイクル施設の設置や、製品の製造工程に再生利用を組み込む等の取組に努めます。再生利用については、原材料としての再生利用(マテリアルリサイクル)を図ることを基本とし、それが技術的に困難な場合、熱・エネルギーとしての再生利用(サーマルリサイクル)を推進することが選択肢のひとつとしてあげられます。

4) 不要物を受け取らない(リフューズ=Refuse)

事業者は、製造・販売する製品の簡易包装の自粛等に努め、また、製品の量り売りを積極的に進め、製品にごみとなるものを付加しないように努めます。また、原材料を購入する際などには、極力ごみとなるものを受け取らないように努めます。

5) 修理(リペア=Repair)

事業者は、製品の設計段階において、修理しやすい構造にするよう工夫し、また、自らが製造・販売した製品の修理・修繕を行い、その製品が容易に廃棄物とならないように努めます。さらに、事業活動により使用する機器等についても、極力修理等を行い、容易に廃棄することは避けます。

6) 貸与(レンタル=Rental)

事業者は、事業活動に伴い使用する物品等のうち短期間しか使用しないものについては、極力レンタルにより調達することに努めます。

(2)地域ネットワークが活発になる社会づくり

ア 地域ネットワークの構築

ものの流れの中で主として消費活動に関わりのある県民は、ひとりひとりが環境へ配慮した消費活動を行います。その上で、NPOなどの協力のもとで循環型社会構築のための取組のきっかけの場をつくっていくことが必要です。地域内でのフリーマーケットや廃品回収などの取組も積極的に進めていきます。

イ 都市と農山村の交流による地域ネットワーク

本県における循環型社会のあるべき姿のひとつのテーマである「都市と農山村との交流を通じた循環型社会の構築」を進めていくために、生ごみの堆肥化等を中心とした都市農山村間の循環のシステム(食農ゼロ・エミッション)の構築に努めます。

(→p.37②【生ごみリサイクル】)

ウ 事業者間ネットワークの構築

事業者は、事業者間での廃棄物の共同処理や排出する廃棄物の情報交換、リサイクル技術の共同開発等を推進していくことにより、今後の廃棄物発生抑制の推進やリサイクル市場の開発などに貢献します。また、周辺地域との連携も図ります。

(→p.38③【産業エコシステム】)

本県では、事業者が排出する廃棄物が少量多種であるという特性を持つことから、サーマルリサイクルも視野に入れた今後のリサイクルの方向性を検討していくこととします。また、事業所単位では取り組みにくいリサイクルも、同業者間で組合を形成してリサイクル技術の共有を図るなど、効率のよい再生利用への取組を推進します。

(→p.38④【ゼロ・エミッション】)

エ 県と市町村のネットワークの構築

県や市町村は、県民や事業者に対して循環型社会構築の方向性を示し、県民、NPO、事業者による地域ネットワークの構築を支援します。また、市町村間の連携、県と市町村との連携による、一般廃棄物処理の広域化計画に向けた分別収集方法の検討や、発生抑制等の推進を図ります。

才 奈良県循環型社会構築構想推進協議会の設置・運営等

奈良県循環型社会構築構想推進協議会を設置し、本構想の推進母体として各種の施策を推進します。また、協議会にはリサイクルに関する個別の課題についての部会を設置し、県民・NPO・事業者・市町村・県が連携して取り組むためのきっかけづくりを行います。

(3) リサイクルが軌道に乗る社会システムの構築

ア 環境教育、環境学習の推進

学校教育では、各教科を通じての環境学習に加えて、平成14年度から導入された「総合的な学習の時間」を活用し、大学などの研究機関やNPOとの連携による体験学習など、児童・生徒が自主的にリサイクル等について学習していく環境を整えていくことが望めます。

また、学校教育だけでなく、幅広い年齢層を対象とした環境教育・環境学習も望めます。

この環境教育・環境学習を計画的に推進するために、県、市町村、教育委員会、学校、企業、NPOが相互に連携を強化し、施策の総合的な展開を図る仕組みづくりを行います。

イ 循環型社会への取組を誘導する制度の推進

6つの「R」の推進に積極的に取組み、一定の効果をあげている団体・排出事業者・処理業者を「循環型社会推進者」として認定や表彰する制度の創設や、「エコライフファミリー」や「エコオフィス宣言事業所」の募集を通じた、県民や事業者による6つの「R」の推進を支援します。

(→p.38⑤【「環境保全功労賞」制度】)

(→p.39⑥【「地球環境賞」制度】)

ウ 「リサイクル製品認定制度」の創設

県内で発生する廃棄物を原材料として、県内で製造された製品を「リサイクル製品」と認定し、県民・事業者に積極的使用のPR等を行い、リサイクルの推進を支援します。

エ 事業者へのリサイクル技術導入の支援

公設試験研究機関や県がリサイクル等の技術情報提供などの支援を行ったり、国や県が費用措置の仕組みについて検討を進めていくことによって、事業者のリサイクルへの取組を支援します。

(→p.39⑦【奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度】)

(4) 「再生可能資源」の積極的な活用

ア 木質バイオマスの有効利用の推進

本県には、吉野杉を中心とした林業が盛んであり、バイオマス(biomass:再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの)資源のなかでも木質バイオマスの有効利用の推進は今後十分検討の余地があることから、積極的な取組を進めます。

(→p.40⑧【木質バイオマスの有効利用】)

(→p.40⑨【バイオマス・ニッポン総合戦略】)

イ 生ごみ(有機性廃棄物)等の肥料化等の推進

家庭から排出される生ごみ、食料品工場から排出される有機性廃棄物、畜産廃棄物を対象に有機性廃棄物の肥料化、飼料化を推進していきます。

肥料化は、生ごみ(有機性廃棄物)のリサイクルの有力な手段ですが、堆肥の品質の確保や供給先の確保が常に課題となっています。このため県民・NPO・事業者・市町村・県が連携して課題解決に努めていきます。

ウ 生分解性プラスチック等、新しい技術の導入に向けた取組の推進

生分解性プラスチック等の再生可能資源については、国においてもこれから実用化へ向けて取り組んでいく段階です。

本県においても、生分解性プラスチックの導入等、新しいリサイクル技術の紹介や技術開発の支援を検討していきます。

(→p.41⑩【生分解性プラスチック】)

(5) 適正処理の推進

ア 不法投棄対策(パトロール)の実施

循環型社会構築のためには、6つの「R」の推進とともに、最終的に発生する廃棄物を適正に処理する必要があります。

廃棄物の不法投棄防止のため、県や市町村が実施している監視パトロールや排出者の廃棄物処理責任を自覚させるための施策のほか、ポイ捨て禁止運動や県民による監視を進めます。

(→p.41⑪【産業廃棄物監視センターの監視パトロール】)

イ 建設リサイクルパトロールの実施

建設リサイクルを促進するためには一定規模以上の建設工事において建設資材廃棄物を分別しながら施工すること(分別解体等)が必要です。

分別解体等の実施を確保するため、昨年5月から県、奈良・橿原・生駒市による建設リサイクルパトロールを実施しています。

今後、すべての対象建設工事について、立入指導できるようパトロール体制を強化することが必要です。

ウ 費用負担の仕組みの検討

資源の循環システムが経済社会に円滑に組み込まれるようにするため、製品やサービスの利用後の処理コストを内部化することを検討する必要があります。

製品やサービスごとにその実効性や効率性が異なるという事情を考慮し、販売時点で、処理コストを利用者が負担する仕組みを検討する必要があります。

県民・事業者・行政は、費用負担の重要性を理解し、税・課徴金やデポジット制度などの適切な費用負担の仕組みを構築することが期待されます。費用負担における各主体の果たすべき役割は次のようになります。

県 民:排出者責任として費用を負担することが求められます。

事業者:リサイクルや適正処分に要する費用を製品・サービス価格に適正に転嫁するとともに、その費用の最少化を図ることが期待されます。

行 政:行政が担うべき役割と県民や事業者が負担する範囲を明確にすることが求められます。

(→p.42⑫【費用の外部化と内部化】)

(6) 経済的手法の導入

ア デポジット制度の検討

飲料容器等、あるいは有害物質を含有する製品(バッテリーや電池類)等の回収方策として、デポジット制度の実施が有効です。ただ、品目によっては、限られた地域内での実施では十分な成果が得られないので、国レベルでの対応を図る必要があり、制度の具体案についての検討を行います。

(→p.42⑬【デポジット制度】)

イ ごみ処理手数料の検討

廃棄物処理法において、一般家庭から出るごみの処理(収集・運搬及び処分)は、市町村が処理責任に基づき行う事務として定められており、地域の生活環境及び公衆衛生の確保の観点から行われる公共サービスとして、その費用は租税により負担されています。一方、ごみの排出量の増加に伴い、その処理について、一定の経済的負担をさせることが受益者負担の観点から公平であること、ごみ処理の有料化によってその減量化に一定の効果が見込まれること、などの理由から、市町村がごみの処理に関し手数料を徴収する動きが見られています。

ごみの発生抑制の観点からは、従量制による処理手数料の徴収などの経済的手法の検討、活用が効果的と考えられますので、今後検討を進めます。

ウ 産業廃棄物税の導入

産業廃棄物の排出の抑制・再生利用・減量化・適正処理について、税制度においてもこの取組を推進するため、法定外目的税として産業廃棄物税を導入します。

(7) 自然環境保全のための環境配慮活動の展開

ア 森林ボランティアなどによる環境保全活動の推進

環境保全の観点から、県民が主体となって、森林ボランティア(自主的に森林整備等に参加する市民グループの一員)などの協力による森林整備の実施や市町村やNPOの協力によるごみの持ち帰り運動などを積極的に推進します。

イ 観光地における環境配慮行動の啓発

観光地を訪れる観光客のごみの放置によって、観光地の美観を損ねるなどの問題が生じています。また、粗大ごみ等の不法投棄も後を絶ちません。県民は不法投棄やポイ捨ての防止など観光客の模範となるような行動をとり、市町村や県は観光客へのポイ捨て禁止や観光地の住民による環境美化運動の推進、ホテルや旅館から発生する生ごみの堆肥化など、観光地であるが故に課せられる環境への取組を進めていきます。